

## 成蹊大学学生の懲戒に関する規則

制 定 2015年3月4日  
大 学 評 議 会  
最新改正 2019年5月22日

### 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この規則は、成蹊大学学則第54条第5項に規定する学生の懲戒の手續に関し必要な事項を定める。

(懲戒の対象)

**第2条** 懲戒の対象となり得る行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学期末試験における不正行為
- (2) 犯罪行為
- (3) セクシュアル・ハラスメント等の人権侵害行為
- (4) 研究における不正行為
- (5) 情報倫理に反する行為
- (6) その他成蹊大学（以下「本学」という。）の規則等に違反する行為

(懲戒の内容)

**第3条** 懲戒の内容は、次の各号に掲げる懲戒の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めることをいう。
- (2) 停学 一定の期間又は期間を定めずに登校を停止させることをいう。
- (3) 退学 学生としての身分を失わせることをいう。

(嚴重注意)

**第4条** 学部又は研究科（以下「学部等」という。）の長は、学生が懲戒に至らない程度の行為を行った場合は、学生の本分についての反省を促すため、文書又は口頭により、嚴重注意を行うことができる。

### 第2章 懲戒処分の手続

(適用除外)

**第5条** 第2条第1号に該当する行為が発生したときは、学期末試験の実施に関する規則に定めるところにより懲戒処分の手続を進めるものとし、この章の次条以降の規定及び第4章の規定は、適用しない。

(懲戒審査委員会)

**第6条** 学長は、第2条第2号から第6号までの各号のいずれかに該当する行為が発覚し、かつ、懲戒の必要性があると認めるときは、懲戒審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会の委員は、その都度、学長が委嘱し、委員のうちから学長が委員長を任命する。
- 3 審査委員会は、必要に応じて関係教職員等の出席を求めることができる。
- 4 審査委員会は、事実関係の調査において、原則として懲戒の対象とされる学生（以下「当該学生」という。）からの事情聴取を行う。この場合において、審査委員会の委員長は、当該学生が事情聴取に応じない場合又は刑事上の身柄拘束等によって事情聴取ができない場合は、直ちにその旨を学長に報告するものとする。
- 5 審査委員会は、当該学生以外の者からも事実関係の調査を行うものとし、事実関係の認定に当たっては、原則として当該学生の確認を得るものとする。
- 6 審査委員会は、調査結果に基づき、当該行為に係る懲戒の要否、懲戒の種類及びその内容について審査する。この場合において、当該学生に対し、口頭又は文書による陳述の機会を与えるものとする。

(審査の結果の報告等)

**第7条** 審査委員会の委員長は、学長に前条の審査の結果を報告するとともに、懲戒処分原案を提示する。

2 学長は、当該学生が所属する学部等の長（以下「所属学部等の長」という。）に、懲戒処分原案の妥当性について意見を求めるものとする。

（懲戒処分の申請）

**第8条** 所属学部等の長は、懲戒処分原案の妥当性が教授会で了承された場合は、懲戒処分に係る上申案を作成し、学長に上申する。

### 第3章 懲戒処分の決定

（懲戒処分の決定）

**第9条** 学長は、所属学部等の長から上申された懲戒処分案に基づき、大学評議会で意見を聴いた上で、懲戒処分を決定する。ただし、訓告及び学期末試験における不正行為による停学については、所属学部等の長から上申された懲戒処分案に基づき、学長が懲戒処分を決定する。

2 懲戒処分の日付は、大学評議会の審議日（訓告及び学期末試験における不正行為による停学にあつては教授会の審議日）とし、必要に応じてさかのぼることができる。

（懲戒処分決定前の学生の取扱い）

**第10条** 所属学部等の長は、懲戒処分が決定するまでの間、必要に応じて当該学生を自宅待機させることができる。

2 所属学部等の長は、当該学生から、懲戒処分の決定前に自主退学の申出があつた場合には、この申出を受理しないものとする。

（公示）

**第11条** 懲戒処分を行ったときは、学長は、遅滞なく公示を行う。ただし、学期末試験における不正行為により訓告処分又は停学処分を行ったときの公示については、当該学期末試験の終了後とする。

2 公示する事項は、懲戒処分を行った学生の氏名、学籍番号、懲戒の種類並びに懲戒理由とする。

3 公示は、学内での掲示により行う。

（懲戒処分の申し渡し）

**第12条** 懲戒処分は、所属学部等の長が本人を呼び出して申し渡すこととする。この場合において、所属学部等の長が必要と認めるときは、保証人を同席させることができる。

2 保証人に対しては、懲戒処分の申し渡しにおいて保証人を同席させる場合を除き、学長名の文書をもって懲戒処分内容を通知することとする。

3 本人を呼び出して懲戒処分を申し渡すことができない事情があるときは、文書をもって通知する等の方法によりこれを行うことができる。

（停学処分中の措置）

**第13条** 所属学部等においては、停学処分中の学生に対して定期的な面談及び指導を行うものとする。

2 所属学部等の長は、停学処分中の学生から休学の申出があつた場合には、この申出を受理しないものとする。

（停学処分の解除）

**第14条** 所属学部等の長は、停学処分を受けた学生について、指導教員等と協議し、その反省の程度及び学修意欲等を総合的に判断して、停学処分を解除することが適当であると認められるときは、所属学部等の教授会等の議を経て、学長に停学処分解除を上申することができる。

2 学長は、前項の上申に基づき、大学評議会の意見を聴いた上で、停学処分の解除を決定するものとする。

3 停学処分解除の申し渡しについては、第12条の規定を準用する。

### 第4章 不服申立て

（不服申立て）

**第15条** 懲戒処分を受けた学生は、懲戒処分の発効日から30日以内にその懲戒処分に対する不服申立てを行うことができる。ただし、本項に定める期間内に不服申立てをすることができない正当な理由が認められる場合は、その理由が消滅した日から起算して30日以内に不服申立てを行うことがで

きる。

- 2 不服申立てをしようとする学生は、不服申立書を学長に提出しなければならない。  
(不服申立審査委員会)

**第16条** 学長は、前条の不服申立てに基づき、不服申立審査委員会（以下「不服審査委員会」という。）を設置する。

- 2 不服審査委員会は、副学長のほか、当該学生の所属学部等以外の学部長等で構成するものとし、委員長及び委員は、学長が指名する。
- 3 不服審査委員会が必要と認める場合は、弁護士等専門家の出席を求めることができる。
- 4 不服審査委員会は、当該学生から提出された不服申立書に基づき、審査を行う。
- 5 当該学生は、書面で意見を述べ、資料を提供することができる。
- 6 不服審査委員会は、懲戒処分の内容が相当であると判断した場合は、不服申立ての却下を求める旨の勧告を学長に行う。
- 7 不服審査委員会は、懲戒処分の内容が相当でないと判断した場合は、懲戒処分の取消し又は変更を求める旨の勧告を学長に行う。
- 8 学長は、前2項の勧告を受けた場合、その取扱いを当該学生に通知する。  
(再審議)

**第17条** 学長は、前条7項の勧告を受けた場合、当該学生の所属学部等の長に再審議を求める。

- 2 再審議を求められた所属学部等の長は、教授会において再審議を行う。

#### 第5章 その他

(関係者の守秘義務)

**第18条** 学生の懲戒に関係する事項に関わった教職員は、個人情報保護に関する各種法令等を遵守し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務の所管)

**第19条** 懲戒に関する事務は、学生支援事務室が所管する。ただし、第2条第1号の行為に係る懲戒に関する事務は、教務部が所管する。

(改廃)

**第20条** この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (略)